

「第2次奈良県廃棄物処理計画（案）」に対する意見募集 （パブリックコメント）の結果について

「第2次奈良県廃棄物処理計画（案）」について、平成19年12月17日から平成20年1月16日の間にパブリックコメントを実施しましたところ、皆様方から貴重なご意見をいただきました。

皆様からいただいたご意見の概要と、これに対する奈良県の考え方について公表します。

【結果の概要】

- （1）意見提出者数 … 5名
- （2）提出方法別意見数
 - ・郵送 … 0件
 - ・ファクシミリ … 3件
 - ・電子メール … 2件
- （3）意見提出者の住所
 - ・奈良県内 … 5件
 - ・奈良県内 … 0件
- （4）意見提出者性別
 - ・男性 … 1件
 - ・女性 … 4件
- （5）意見概要
 - ・計画（案）全般について … 2件
 - ・一般廃棄物について … 5件
 - ・その他 … 1件

【公表する資料】

- （1）「第2次奈良県廃棄物処理計画（案）」に対する意見・情報の概要及びこれに対する県の考え方について
- （2）「第2次奈良県廃棄物処理計画」の概要
- （3）「第2次奈良県廃棄物処理計画」

【公表の方法】

次の方法で結果を公表します。

- （1）インターネットで閲覧できます。
 - ・奈良県廃棄物対策課ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/haiki>）
- （2）以下の場所で閲覧できます。
 - ・奈良県廃棄物対策課
 - ・県政情報センター（県庁舎東棟 1F 県民ホール）

・県政情報コーナー

地場産業振興センター、県立医科大学附属病院、県立病院（奈良、三室、五條）、
県営福祉パーク福祉住宅体験館、馬見丘陵公園館、吉野町中央公民館、吉野路
大淀 i センター、生駒市中央公民館、西奈良県民センター、旅券事務所、十津
川村役場（総務課）、西吉野交流促進センター「こんびら館」、桜井総合庁舎（桜
井県税事務所）、新庄文化会館マルベリーホール、奈良市針テラス情報館、県
社会福祉総合センター、県庁舎東棟 1 F 県民ホール

【結果の公表期間】

平成 20 年 3 月 25 日（火）から平成 20 年 5 月 30 日（金）まで

【問い合わせ先】

奈良県生活環境部廃棄物対策課リサイクル推進係

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL：0742-27-8746

FAX：0742-22-7482

第2次奈良県廃棄物処理計画（案）に対する意見・情報の概要及びこれに対する県の考え方について

（計画（案）全般について）

該当箇所	意見・情報の概要	県の考え方
全般	「循環型社会」の構築のための基本となる具体的な施策、方針等が記述されていない。優良な実施事例等を紹介するなど、県としての努力と支援策があって、ごみ処理行政が促進されることが考えるが。	循環型社会の構築のための施策の方針については、第4章に記述しております。本県では、『県民・事業者・行政の連携でゴミゼロ奈良へ！』を基本目標に、以下の4つの事項を施策の基本的な方針としています。 ①廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進 ②適正で環境に安全な廃棄物処理の推進 ③循環型社会の構築のためのネットワークづくり ④廃棄物処理施設の確保 また、具体的な施策については、第5章で記述しています。
全般	当該県計画を充実した中身のある内容とするには、先ず、県民の理解と協力を得られるよう県民運動として展開する必要があるのではないか。	本計画を推進していく上で、県民や事業者の理解と協力は欠かせないものと認識しております。 県は、市町村や事業者と連携を図り、その取組みを支援するとともに、環境イベントやキャンペーンなど様々な機会を通じて、循環型社会形成等について啓発に努めることとしています。

（一般廃棄物について）

該当箇所	意見・情報の概要	県の考え方
2.5 章	（処理コストについて） ○ごみは分別すれば資源となり再生利用が可能であるが、混合ごみでの排出は、焼却するしかない。焼却処理は、環境への負荷があるが、コストが安いので安易に実施されているのではないかと懸念。 ○年間ごみ処理経費として約 240 億円が費やされている。循環型社会の形成にあたり、効率的な処理及び適切な管理をお願いしたい。 ○コスト分析手法等の確立とあわせて、ごみ処理事業の経済性比較検討と改善、合理化等を進めることが必要で、安易な目標値施策では問題解決にはならないのでは。	一般廃棄物の処理については、市町村の責務とされており、一般廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用や能率的な事業運営等に努めることが求められています。そのため、計画（案）では、今後、市町村において、国が示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を用い、コスト分析等の結果を様々な角度から検討すること等により、循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築を検討していくことを盛り込んでいます。 また、県は、このような検討を進めることにより、効率的な処理が行なわれていくものと考えており、市町村の取組みが促進されるよう支援・協力することとしています。
2,5 章	（ごみ処理の有料化について） ○県内でも既にごみ有料化が実施されている市町村があるが、ごみ抑制効果は見込めず、2 割程度増加する事例もある。まず、この現状分析を通じた課題や対策を検討し、具体策を示すべき。 ○新たに制度として検討して頂きたい事項 ・ 分別できない事実上のごみは出す量に応じて課金する。	一般廃棄物の処理については、市町村の責務とされており、一般廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用や能率的な事業運営等に努めることが求められています。ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平性が図られること、住民の排出抑制への意識改革につながることから、排出抑制の有効な手段の一つですが、その効果が一時的なものとならないように、その他施策と複合的に取組まなければならないと考えています。そのため、計画（案）では、今後、市町村において、国が示した「一般廃棄物有料化の手引き」に基づき、有料化の効果や課題を検討し、地域の実情に応じた制度を構築することを盛り込んでいます。 また、県は、市町村の検討や取組みが促進されるよう支援・協力することとしています。

該当箇所	意見・情報の概要	県の考え方
5章	(具体的施策について) ○具体策があまりない。京都市が取り組んでいるように、自治体が天ぷら油を回収して、公用車や市バスを走らせて欲しい。また、ごみの中で圧倒的に多い紙類(新聞、雑誌以外)をリサイクルできるよう県民にアピールして欲しい。 ○第2次奈良県廃棄物処理計画(案)を拝見し、少しながらもごみの量も減り、対策も考えられていることと思います。しかし、私は転勤が多く、いくつかの自治体のごみに対する取り組みを見てきましたが、現在住んでいる自治体では分別が徹底されていないような気がします。県から、ごみ問題に対して、家庭の意識を高め、危機感をもってもらえるよううさぐらいに広報(チラシ、コマーシャル、ラジオ、学校へのプリント、冊子等)して欲しい。奈良県民の意識を高めて頂きたい。 ○新たに制度として検討して頂きたい事項 ・分別の目安を一覧にしたパンフレットを配る。 ・何故分別の必要があるのか、分別のメリットは何なのかを何度も繰り返して広報し、市民のごみに対する意識を高める。 ・ごみを出さない売り方、買い方を指す。 ・紙ごみを他のごみから区分し、新聞回収時に集める。 ・生ごみの分別(堆肥化) ・地産地消を目指す。	一般廃棄物の処理は、第6章「計画の推進」に明示してあるように市町村の義務です。その処理対策としては、ご指摘のような、先ず、各家庭からごみをできるだけ出さないようにするとともに、発生したごみの分別を徹底するなど再生利用への取り組みが不可欠と考えています。 このため、県では、市町村でのごみの有料化や分別の促進などを後押しするとともに、脱温暖化、循環型社会の構築等を目指して、3Rはもとより、Refuse(拒否)、Repair(修理)、Rental(レンタル)を加えた6つの「R」の推進を図っているところです。 また、ごみ処理の安全化、効率化を図るうえで、広域処理体制の確立も求められており、県民への啓発ともあわせ、市町村と連携した取り組みをより一層進めていきたいと考えています。

(その他)

該当箇所	意見・情報の概要	県の考え方
	先日 TV で、日本に漂着する発泡スチロールの処理に、オレンジの皮から抽出したリモネンという液体を使用し、溶かして（減容）いました。再度、その液体から発泡スチロールを作ることできるそうです。	(情報提供)

